

## 川崎市健康福祉局社会福祉法人設立認可事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康福祉局が所管する社会福祉法人の設立に関する定款の認可(以下「法人設立認可」という。)の事務を適正かつ効率的に処理するため、法人設立認可の取扱基準、設立手続きその他必要な事項を定め、もって本市における社会福祉の増進に資することを目的とする。

### (事前指導)

第2条 法人設立認可の審査は、社会福祉法人を設立しようとする者に対する事前指導を経たものについて行うものとする。

2 事前指導は、法人設立の必要性、法人設立の目的、実施しようとする事業の種類及び規模、法人の資産及び資金、法人の役員等法人の設立に必要な事項について個々具体的にを行い、その指導は、法人設立認可の申請要件が具備するに至るまで行うものとする。

### (事前指導及び審査の体制)

第3条 前条第1項に規定する審査は、総務部企画課担当課長(以下「企画課担当課長」という。)が担当職員を配置して行うものとする。

2 前条第2項に規定する事前指導は、法人等の所管課長(以下「所管課長」という。)が担当職員を配置して行うものとする。

3 法人等が2以上の課の所掌事務に係わる事業を行おうとする場合は、当該所管課長が協議して事務処理を行うものとする。

### (法人設立認可基準)

第4条 法人設立認可の事前指導及び審査は、社会福祉法及び同法に基づく命令、その他関係通知によって定められている基準によるほか、この要綱に定める法人設立認可指導基準(別表)に基づき行うものとする。

### (法人設立認可審査調書)

第5条 法人設立認可の審査事務を適正に行うため、当該審査に当たっては、別に定める法人設立認可審査調書に基づき行うものとする。

2 前項の法人設立認可審査調書には、次の項目を掲げるものとする。

- (1) 法人の名称及び事務所の所在地に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 監事に関する事項
- (4) 評議員に関する事項
- (5) 社会福祉事業に関する事項
- (6) 公益事業に関する事項
- (7) 収益事業に関する事項
- (8) 資産及び資金に関する事項

(9) 情報開示・提供に関する事項

(10) その他必要な事項

(事前指導及び審査の方法)

第6条 事前指導は、法人等から提出された社会福祉法人設立計画概要(様式1)(以下「概要書」という。)及び各課長が必要と認めて提出を求めた資料並びに担当職員が作成する法人設立認可に関する資料に基づき行うものとする。

2 法人設立認可の審査は、法人設立認可についての申請書類及びそれらに基づき作成する法人設立認可審査調書により行うものとする。

(事前指導の終了)

第7条 所管課長は、事前指導が終了したときは、社会福祉法人設立計画に係る意見書(様式2)を作成し、概要書及び必要な関係資料を添付して企画課担当課長あて送付するとともに、法人等に対し法人設立認可申請書を企画課担当課長あて提出するよう指導するものとする。

(審査委員会)

第8条 企画課担当課長は、法人設立認可を行おうとするときは、そのつど審査委員会を開催して、委員会の審査を経るものとする。

2 審査委員会の設置について必要な事項は、別に定める。

(認可の決定)

第9条 法人設立の認可については、審査委員会の結果を踏まえて市長が決定するものとする。

(認可関係書類の保管等)

第10条 企画課担当課長は法人設立認可の事務が完了したときは、関係書類を保管するとともに、各所管課長あて認可書写及び概要書写を送付して設立認可の連絡を行うものとする。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか法人設立認可の事前指導又は審査に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。